★妊娠中又は出産後1年未満の方へ★

戸四市産前産後交援へルスサービ



🍮 戸田市産前産後支援ヘルプサービスとは 🐣



妊娠・出産に伴う負担により家事・育児の支援を必要とする妊産婦に、 産前産後支援ヘルパーを派遣します♪

☆ご利用いただけるのは、在宅中の妊産婦のみとなります☆

※就労(在宅ワークを含む)や就職活動を理由とするご利用は対象外となります。



育児サービス

- 授乳(粉・液体ミルク)
- おむつ交換
- ・就学前の兄姉のお世話 など

家事サービス





・食事の支度・片付け など





☆ご利用の流れ☆

①利用登録をする。

LINFによる登録申請、または申請書による登録申請を行う。

※詳しい方法や申請書の取得は、戸田市HPをご参照ください。

LINE 申請による方法は、裏面もご覧ください。

②利用登録決定通知書がご自宅に届く。

※その際に詳しいご利用の流れや協定事業者の一覧を同封しております。

③使いたい日程が決まったら、事業者へ電話予約をする。

※目安として1週間前までに事業者へご相談いただくと安心です。

★2回目以降のご利用時には、事業者への電話予約のみで OK!

☆剛問師健☆

対象のお子様の1歳の誕生日の前日まで



産前産後支援ヘルプサービス についてはこちらから

利用者負担金額

〇市民税課税世帯:1,000円/1時間

〇市民税非課税世帯: 550円/1時間 〇生活保護世帯: 280円/1時間

(ヘルパー1人あたりの金額)/

※沐浴代、交通費は別途有料

LINEによる申請方法

①下記QRコードから 戸田市公式LINEを友達追加する。

②トーク画面下部にある 「申請・手続き」を選択する。

にある ③利用規約を確認し、 を選択する。 「はい」か「いいえ」を選択する。







④申請メニューから、 「産前産後支援ヘルプサービス の申し込み」を選択する。

- マイナンバーカードによる転出届
- マイナンバーカードによる証明書交付申請
- 産前産後支援ヘルプサービスの申し込み
- 市税関係書類の送付先変更届
- (医療費のお知らせ) 再交付申請
- 特定健康診査の受診券(再)交付申請
- 後期高齢者健康診査の受診券(再)交付申
- 水道の使用開始・停止手続き
- 終了

確定

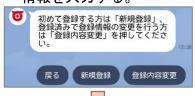
⑤市町村民税課税状況に関する 注意事項を確認し、「はい」 か「いいえ」を選択する。

利用登録決定に際し、対象者及び世 帯員に関する市町村民税の情報について、市が公簿等により確認することに対象者及び世帯員の全員が同意

しますか。 「いいえ」を選択した場合、『市町村民税非課税世帯』または『生活保護世帯』に該当する方は、非課税証明書等を提出していただく必要があります。※証明書の提出がない場合は、市町村民税課税世帯の利用者負担額となります。。

はい いいえ

⑤「新規登録」か「登録内容 変更」を選択し、利用者の 情報を入力する。





指示に従って入力を進めて ください。 入力が完了したら、「申請 内容の確認」画面が表示さ れます。

⑥内容を確認し、誤りがなければ 申請ボタンを選択する。 内容に誤りがある場合には、「修 正」ボタンを選択し、修正を行う。

申請内容の確認

由請区分 新規登録 由請者 トダハナコ 氏名 戸田花子 郵便番号 335-0022 埼玉県戸田市上戸田 住所 住所番地 1-18-1 電話番号 0484411800 生年月日 1980-01-01 出産予定日 2025年4月4日 市町村民税課税世帯 世帯区分 これで申請します。よろしいですか。 中止 修正

☆市町村民税の情報確認に関するお願い☆

公簿等により市町村民税の情報確認をすることに同意された方でも、本年1月1日時点で戸田市以外に住所があった方で、「市町村民税非課税世帯」及び「生活保護世帯」である場合は、住所があった市区町村が発行する証明書を添付してください。 ※添付がない場合は、市町村民税課税世帯と同額の利用者負担額となります。



これで申請は完了です。

10日~2週間ほどで、子育て支援課より 「利用登録決定通知書」が届きます。

通知書が届いたら、同封されている事業者 一覧から直接電話で予約ができます♪

※同月内に複数の事業者を利用することはできません。



